

◎新潟県告示第1100号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量・河川測量）
- 2 作業期間 平成30年9月7日から平成31年3月25日まで
- 3 作業地域 姫川沿岸部及び姫川本川（河口から11.0km）